

平成 24 年第 3 回定例会

大野誠一郎による質疑応答全文（9 月 7 日）

大野誠一郎

通告に従いまして一般質問を行います。

通告しております内容は 3 点でございます。1.人・農地プランについて、2.地域福祉と地域コミュニティについて、3.ごみ有料化と減量化についてであります。

まず、1 番目でございますが、人・農地プランについてでございます。

平成 24 年度に入り、地域農業マスタープランである、人・農地プランの策定作業に追われているのが全国の市町村でございます。この人・農地プランは、昨年の 12 月に政府が農林水産省のわが国の食と農林漁業の再生のための基本方針、行動計画に関する取り組み方針に基づいて進められておるわけでございます。特に重要なのは、平地で 20 から 30 ヘクタール、中山間地で 10 から 20 ヘクタールの規模の経営体が大層を占める構想を目指す。また、これを実現するため担い手、農地、生産対策、関連組織等に関する仕組みを見直し、一体的に改革するとうたわれた部分であります。この部分を受けて、人・農地プランの作成と、そのもとでの施策が推進されるわけでございます。

当龍ケ崎市は、茨城県内において比較的速いスピードで、この人・農地プランの策定作業が進められていると伺います。しかしながら、人・農地プランの制度内容どころか、「人・農地プラン」のタイトルさえ初耳であるという農家が大半であると思われる状況ではないかと思えます。人・農地プランは、地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図であると、農林水産省も力を入れ、今年度の予算化も既にされておるわけでございます。

人・農地プランの策定を踏まえ、市長は今後、当龍ケ崎市の農業振興をどうとらえているのかをお伺いしたいと思います。

中山一生市長

大野誠一郎議員のご質問にお答えいたします。

人・農地プランについての質問でございます。

今、大野議員もご説明いただいたので多少重複いたしますが、国においては地域農業における農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの人と農地の問題を解決するために、人・農地プランの作成を通じて、地域における中心的な経営体を明確にし、それらの経営体について、青年就農給付金や農地集積協力金を交付する制度を創設いたしました。

このことを受け、当市におきましても、このプランの原案を作成すべく、現在作業を進めております。議員にもご指摘をいただきましたが、この近隣でもこの策定作業は早目に進めているというふうにも伺っております。

このプランの作成を踏まえて、今後、当市の農業振興をどのようにしていくかとのご質問でございますが、農業を活性化させるためには、もうかる農業を推進し、農業者の経営安定と担い手の育成、また、多くの新規農業者を確保することにより、将来にわたって当市農業を持続的に発展させていくことが重要であると考えております。

地域農業マスタープランである「人・農地プラン」は、その基本となる人と農地の問題を一体的に解決するための設計図であるということは、今、議員のご指摘のとおりでございます。ふるさと龍ヶ崎戦略プランの農業活性化策と相乗効果をもたらし、持続可能な力強い農業を実現できるものと期待をしているところでもございます。

このため、「人・農地プラン」の原案を早急に作成し、今後とも集落・地域のご意見などを取り入れながら、当市の農業のあり方も含めたプランに進化をさせていき、安心して安全な農作物を生産できる農業を、より明るく元気なものにするために活用をしてまいりたいと考えております。

大野誠一郎

龍ヶ崎は、ほかの市町村に比べまして大変スピードが速いということを私もお話ししましたが、そもそもこの人・農地プランは、集落ごとの徹底的な話し合いによって策定すべきだということがございます。今かなり進んでいるところでございますが、進んでいるところでございますから、あまりこんなことを申してももとの戻すようで申しわけないんですが、本来やはりこの人・農地プランは地域で人の問題、いわゆる今、農業についている方、それから、これから新しくつく方、そういった人の問題を、そしてまた農地が耕作放棄地となって荒れている、あるいはもう高齢化で農業を続けていくことができない。そんなことで、いわゆる農地の問題をどのようにしていこうかと、こういったことを考え、集落ごとでつくられ、それを龍ヶ崎市全体として人・農地プランとしてつくるのが最上かと思えます。

しかしながら、担当課の努力により大変進んでいるということでもって、それ自体は大変喜ばしいかと思えます。といいますのは、やはり先ほど申し上げましたとおり、もうこの人・農地プランについてのメリットは、24 年4月から既に予算化されて、もう動いているわけでございます。これに乗りおけないためには、あるいはこのメリットを享受するためには、いち早くこういった人・農地プランを作成していかなければならないということがあるからでございます。

この人・農地プランについては、農地集積協力金という農地を出す出し手に対する協力金がございます。それから、その農地を受ける農家、その地域の中心的な経営体という言葉を使っておりますけれども、当龍ヶ崎市では認定農業者をその主体者、その地域の中心的にやっている経営主体は認定農業者であるというような形をとっているのではないかと思います。そういった農地集積、そしてまた受け手の協力金というのがございます。それから、もう一つは、人の問題の青年就農奨励金というのがございます。これは新たに 45 歳未満の青年が農業を始めるに当たって、その生活を保障するという意味の奨励金であります。

そこで、お尋ねしたいと思います。

まず、農地集積協力金の制度概要についてちょっと簡単に結構でございますので、説明をしていただきたいと思います。

羽田利勝市民生活部長

人・農地プランにおける農地集積協力金につきましては、人・農地プランを実現するために農地集積に協力する人に対して、経営転換協力金や分散した農地の集約に協力するための分散錯圃解消協力金を交付する制度でございます。

まず、経営転換協力金についてであります。この交付対象者は、人・農地プランで地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者であり、かつ「土地利用型農業から経営転換する農業者」「リタイアする農業者」「農地の相続人」のいずれかの条件に当てはまる人を対象としております。

経営転換協力金の交付単価につきましては、貸し付け等を行う面積により分かれておりまして、0.1ヘクタールを超え0.5ヘクタール以下は1戸当たり30万円、0.5ヘクタールを超え2ヘクタール以下につきましては1戸当たり50万円、2ヘクタールを超える場合は1戸当たり70万円となっております。

次に、分散錯圃解消協力金、これについてであります。交付対象者は、人・農地プランで地域の中心となる経営体に分散した農地の連担化に協力する農地の所有者またはその世帯員等で、「地域の中心となる経営体が交錯する農地に隣接する農地の所有者」または「農地を借りて耕作していた農業者」のいずれかに当てはまる人が対象となります。

分散錯圃解消協力金の交付単価につきましては、貸し付け等を行う面積が10アール当たり5,000円となっております。

なお、どちらの協力金につきましても、遊休農地の保有者は、経営転換協力金の交付を受けられないことや農業者戸別所得補償制度への加入または加入する見込みがあるなどの要件があります。また、経営転換協力金と分散錯圃解消協力金につきましては、重複して受けることができないこととなっております。

大野誠一郎

ただいま農地集積協力金の制度概要についてお尋ねしたわけでございますが、龍ヶ崎市においては農家数が大体2,500件ございます。先ほどの説明のとおり、これから農業をリタイアするときには5反歩未満で30万、それから、5反から2ヘクタールぐらいで50万、それ以上は70万というような農地集積協力金をいただくメリットが、人・農地プランに位置づけられた場合にはあるわけでございますけれども、2,500件の農家のうち、このメリットを享受できる対象者というものはどのぐらいいるのか、ひとつお尋ねいたします。

羽田利勝市民生活部長

人・農地プランにおける農地集積協力金の対象者についてでございます。

まず、経営転換協力金についてであります。現在相談を受けている者のうち、交付可能であろうと思われる方は1名であります。

また、交付対象要件には、農業者戸別所得補償制度の加入者であることが必要でありますことから、平成23年度の状況を参考にしますと、市内全体で384名が要件を満たしております。規模別で申し上げますと、1ヘクタール未満の農家が131件、1ヘクタール以上2ヘクタール未満の農家が135件、2ヘクタール以上3ヘクタール未満の農家が54件、3ヘクタール以上の農家が64件となっております。あわせて遊休農地の保有者につきましては、経営転換協力金の交付を受けられませんので、その該当者も要件を満たさないこととなり除かれることになります。

次に、分散錯圃解消協力金であります。現在のところ相談に見えている方はございません。これも農業者戸別補償制度加入要件がございます。

なお、どちらの協力金につきましても、人・農地プランへの位置づけが必要でありますので、できるだけ早くプランを策定してまいりたいというふうに考えております。

大野誠一郎

転換協力金、1名申し出があるということでございます。そしてまた、対象者数は384件あるということでございます。2,500件の農家の中の384件ですから10数%かと思います。そして、その384件の中の1名が今、申し出をしておるということでございます。私、せっかくのこういった人・農地プランのメリットを享受できる方が、今年度は龍ヶ崎では今のところ1名であるということが非常に残念でございます。考えようによっては、それだけ384人、あるいは対象者の384件、そして全体農家の2,500件の方が、これからはますます頑張っていくんだというような、考えようではそういったあらわれかもしれません。しかしながら、現実的には全体の2,500件の農家の中では1年ごとに農家がやめていくのが、各自治区で農業をやっている各自治区の中では数件ずつやめていくのが実態であり、場合によっては各自治区で農業をやっている方は1名、2名と、そんなふうな形になっているのが現状でございます。ですから、先ほどから申し上げておりますような2,512件の農家、それから、384件の所得補償を受けている方も、実態はもう既にやめている方もかなり相当な部分があるんじゃないかと思って考えています。

もとに戻して、この転換協力金が1名であるということでございますが、やはりこういった人・農地プラン、先ほどのお話もしましたが、非常に周知がされていない。そしてまた、本来集落ごとに考えるべく、こういった人・農地プランの説明会等々がなされていないということが大きな原因ではないかと思って考えております。今後そういった周知、あるいはこういった人・農地プランの説明等に対

する予定はないんですか、お伺いいたします。

羽田利勝市民生活部長

人・農地プランの作成につきましては、議員おっしゃいますように、各地域がそれぞれに抱える問題を話し合うことで解決策を見出そうというような施策でございます。そういった意味から必要不可欠な、そういうお話し合いを進めていく、必要不可欠であるというふうに思っております。

今後の予定でございますけれども、現在、3月中旬から実施しました地域農業の将来に関するアンケートの調査表の回収を終了したところでございます。また現在、今後の集落地域の座談会や農業関係者機関、農業者の代表者で構成する検討委員会の開催に向けてデータ整理、図面等の作成、資料の準備等を行っているところでございます。今後それが整い次第、集落に入りまして、そういう説明会を開催していきたいというようなことでございます。

もう1点のこのプランの農家の方への周知というようなことでございますけれども、現在はその説明会等は行っておりません。先般8月9日に認定農業者連絡協議会の研修会において、このプランについての概要についてのご説明を差し上げたところでございます。

また、先ほど申し上げましたアンケート、全戸2,500戸に配りまして、そのプランの内容等についても周知しているというふうに認識しているところでございます。

今後速やかに素案ができ次第、地域の話し合いを進めていきたいというふうに思っています。

大野誠一郎

現在、部長のおっしゃるお話では、受け手に対しての認定農業者の集まりでいろいろな説明をしておると、あるいは関係機関等々に今後説明をしていくというお話でございます。受け手に対する規模拡大加算交付金については、これも先ほどお話ししましたとおり、地域の中心的な農業をしている経営体というような言い回しで言っておりますけれども、これについては認定農業者だけを考えるのか、あるいはまた認定農業者を含めて意欲ある農業者ということにとらえたらいいのかをお尋ねしたいと思います。また、認定農業者の年齢別に人数を教えていただければありがたいかと思います。

羽田利勝市民生活部長

はじめに、これまでの規模拡大加算制度及び人・農地プランに位置づけられた規模拡大加算についてのお答えをさせていただきます。

これまでの規模拡大加算につきましては、農業者戸別所得補償制度の加算措置の一つでありまして、農業者戸別所得補償制度加入者が、農地利用集積円滑化事業により面的集積をするために、新たに利用権を設定して経営規模を拡大する場合、10 アール当たり2万円を給付されるものでございます。規模拡大加算につきましては、人・農地プランの位置づけは不要となっております。主な給付要件につつま

しては、農業振興地域の農用地区内の農地であること。また、農地利用集積円滑化事業により新たな6年以上の利用権設定された農地であり、利用権を設定する相手と過去に利用権を設定したことのある農地は対象除外となります。また、面的集積条件といたしましては、連担化されている農地であることが必要であります。

これに対しまして、人・農地プランに位置づけられた規模拡大加算につきましては、面的集積、いわゆる連担化されている農地であることの要件が緩和されております。人・農地プランにおいて、地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合、その範囲で利用権が設定されれば、農地が連担していなくても規模拡大加算の面的集積要件を満たすことになります。このため、集積範囲であれば、すべての農地が規模拡大加算である10アール当たり2万円の対象となるものでございます。

次に、市内における認定農業者、過去10年の新規就農者の人数、その年齢構成についてでございます。

まず、認定農業者の人数とその年齢構成であります。

平成24年8月31日現在で認定農業者は法人も含めまして77件、うち30代が6名、比率で申し上げますと約8%、40代が15名で約19%、50代が12名で約16%、60代が33名で43%、70代が11名で14%でありまして、現在の認定農業者の平均年齢は57歳となっております。

次に、過去10年間の新規農業者の人数とその年齢構成についてでございます。こちらにつきましては、存在するデータでの回答でさせていただきます。

39歳以下が7名、40歳以上が1名、合計8名となっております。

次に、年齢構成であります。

平成19年度が20歳代、1名、30歳代、1名、平成20年度はございません。21年度が20歳代、2名、30歳代、1名。平成22年度が20歳代、1名、30歳代、1名。平成23年度、30歳代、1名となっております。合計10年間で16名でございます。

大野誠一郎

これから聞こうとする新規就農者の人数までお答えしていただいております。

認定農業者の数が77名ということ、77件ということでございます。しかしながら、60歳代が33名、70歳代が11名ということでもって、今は60歳代でも70歳でも非常に若くて、やる気があって、大変すばらしいと思うわけでございますが、これからの5年後、10年後を考えた場合、龍ヶ崎市の農業の担い手として、その後も担い手としてなっていくかということは、非常に大変かなというふうに思っております。そうしますと、実質的に30歳代の6名、40歳代の16名、50歳代前半の12名ということでもって、約30名の方がこれからの龍ヶ崎の農業の担い手であるのではないかと考えて、この数字だけを見ては、そう思います。こういった人たちが規模拡大の加算制度の該当者と、いわゆる受け手の該当者であります。

しかしながら、龍ヶ崎の水田は 2,400 ヘクタールございます。もっと正確に言いますと、2,441 ヘクタールございます。それから、畑は 1,000 ヘクタールあります。これを果たして 30 人ぐらいの認定農業者の皆さんで支えていくことができるだろうかと、これが先ほど市長にお尋ねしました、これからの龍ヶ崎の農業振興をどうしたらいいだろうと、そういうところでございます。本当にどうしたらいいだろうかと。やはり市の独自の考え方に基づく農業振興策、そういったものを考えていかないと、龍ヶ崎の農業は崩壊の一途をたどるしかない、そんなふうに考えます。その独自対策について、何かお考えがあるか伺いしたいと思います。

羽田利勝市民生活部長

市の農業振興策について、独自の対策があるかというようなご質問でございます。

現在、人・農地プランにおきましては、まだ制度がスタートしたばかりでもありまして、十分に対象者の意向が確認できている状況にはございません。今後、プラン作成の過程において問題点が出てきた段階で必要があれば検討していきますが、現在のところは国の基準に従いまして、様々な交付金を交付していきたいと考えております。現時点では市の独自の補助の予定はございません。

大野誠一郎

現在は対応で精いっぱいということでもって、独自には考えていないということですが、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

それと、人・農地プランについてのメリットであります青年就農奨励金が今回の補正予算にも 5 名予算化しております。青年就農給付金の対象者として十分条件を把握して、それに見合う人を推薦していると思いますが、こういった分野の、あるいはこういった農業を目指そうとしているのか、個人情報に触れない範囲でひとつお示しを願いたいと思います。

羽田利勝市民生活部長

現時点での新規就農者の把握についてでございます。

現時点では、人・農地プランに位置づけを想定している青年就農給付金対象者につきましては、独立・自営就農者が 5 名、部門継承による親元就農が 1 名の合計 6 名でございます。

年齢構成につきましては、20 代が 2 名、30 代が 3 名、40 代が 1 名となっております。

この経営の内容につきましては、水稻と畑作主体の方が 1 名、その他 5 名の方が畑作のみでございまして、イチゴやブロッコリー、落花生、小菊などの作付をするというようなことになってございます。

大野誠一郎

ちょっと意外でしたのは水稻、畑作が 1 名で、あとは畑作が 5 名ということでございます。そうしま

すと、水田地帯にはこの条件もあるんでしょうけれども、青年就農給付金の対象者は現在は1人もいないということでございますね。

また、これは違った視点で質問をしたいと思うんですが、この畑作、先ほど1,000ヘクタールとありましたけれども、1,000ヘクタールあるということでありまして、水田のほうはかなり2,400ヘクタールと大変大きい数字でありますけれども、まだまだ意欲のある方々がいますので、こういった人・農地プランに位置づけられなくても頑張っている方々がいらっしゃるかと思うんです。この畑作については人・農地プランでは、どういう位置づけがされるのか。先ほどの青年就農給付金対象者が5名いる、あるいは水稻プラス稲作で1名いると、非常に畑作のほうに偏っていますので、どういう位置づけがなされたのかお尋ねしたいと思います。

羽田利勝市民生活部長

ただいまの畑作につきましては、人・農地プランには位置づけしていないというようなことで新規就農者に対しての位置づけというようなことでございます。

大野誠一郎

位置づけされていないということですが、今後そういった畑作地についても考えていただきたいと思います。青年就農奨励金のほうは、そちらのほうで位置づけたというような形で理解いたします。

続きまして、現在進めております龍ヶ崎のブランド米についての進捗状況がどのようになっているのかをお伺いしたいと思います。

羽田利勝市民生活部長

農産物のブランド化の事業の推進の状況についてのお尋ねでございます。

米、野菜における龍ヶ崎ブランド認定制度の構築につきましては、ふるさと龍ヶ崎戦略プランにおける地域ブランド戦略との関連性もあることから、地域ブランド戦略策定のスケジュールや、その位置づけなどの調整確認を関係機関で行ったところであります。また、認定制度を確立するためには、認定水準など検討するための組織として検討委員会などの設立が必要でありますので、その設立に向け、現在、JAや稲敷農業改良普及センターなどの関係機関と調整しているところであります。あわせてブランド認定制度などを既に実施している先進地での調査等も行っているところであります。

今後ブランドによる農産物の高付加価値づくりを目指した認定制度を構築してまいりたいと、そのように考えております。

大野誠一郎

部長、大分おくれているなというような印象でございます。認定制度ができたからといって、龍ヶ崎

の米が即ブランド米として売れるかどうかは定かじゃありません。認定制度そのものにつきましては、今おっしゃったような先進地の事例とかを見れば、もう取り組んでいる先進地はたくさんあるかと思います。それに龍ヶ崎独自のプラスアルファを加えるならば、そんなに時間を要しないと思います。むしろ大事なことは、認定制度を発足させてから、いかに龍ヶ崎のブランド米がおいしいかと、そういった方面に力を入れていかなければならないわけであります。

隣の河内町では、おかずのいらぬお米ということでもって、もう現町長が就任以来やっております。詳しい中身はあまりわかりませんが、10 数年たった今、恐らく横ばいであろうし、あるいは当初思ったほどは販売されていないと思います。どんどん伸びている話は聞いておりません。それにしても、ふるさと河内という販売の拠点をつくって、そして、町長が事あるごとにセールスマンとなってやっているわけでございます。もう遅いわけですから、スピードアップをして、ぜひとも早く認定制度をつくり、そして、その認定制度に合ったブランド米をいかに皆さんに知ってもらうか、買ってもらうかと、そういった方向に方向転換していただきたいと、そう思います。それが龍ヶ崎のある意味、独自の農業振興の対策であると思うからであります。

以上、人・農地プランについていろいろお尋ねをいたしましたけれども、今、策定作業に入っている、追い込みにかかっているかと思いますが、それについても今年の対象者は1人であると、失礼、農地集積協力金は1人である。それから、青年就農給付金対象者は6人である。これは決まったわけじゃございませんので、対象者ということかと思いますが。ぜひこの人・農地プラン、いろいろなメリットを用意されておりますので、そのメリットを享受できるように頑張ってください、そう願うわけでございます。

続きまして、地域福祉と地域コミュニティについてお尋ねいたします。

この件については、前回の議会でも逐一質問をいたしました。その中でわかってきたことは、地域福祉計画を推進するに当たって、現在進められております地域コミュニティの設立が推進母体となって今後機能していくと。そのために今は設立準備としてやっておりますというわけでございます。8地区のコミュニティの設立を準備しているというようなことでございます。

私は今回ちょっとお聞きしたいのは、13 のうちの8ということは五つの小学校区単位では今、あるいはこれから模索をしていく段階です。今、模索しているんでしょうけれども、年次計画はわかんないけれども、随時設立したいということでございます。ですから、5小学校区に対しての地域福祉の推進がそれまで、つまり設立されるまでの間やらないわけにはいかないでしょう。そしてまた、8地区の設立準備を進めている、来年から発足しますという地域コミュニティに関しては、地域福祉計画のすべてを推進するわけございません。一つには、防災の面とか、そういった面は非常に今、時期的に震災の後でもございますので、非常に安心・安全なまちづくりとして、防犯とか防災等々につきましては非常に受け入れやすいわけでございますけれども、地域福祉を担う人づくり、それから、地域ネットワークの推進、福祉活動の推進という地域福祉計画の五つの施策の方向性のうちの三つは、やはりコミュニテ

ィをつくられる、あるいはつくられていないところにも進めていかなければならないかと思います。そういった推進の取り組みはどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

加藤幸生健康福祉部長

地域コミュニティの設立準備会が設置されていない5地区について、地域福祉をどのように推進していくのかとのお質問であります。

地域福祉につきましては、様々な活動があり、地域の方々にとっても、どのようなことを実践していけばよいのか、なかなか見当がつけにくいといった事情もあるように見受けられますが、まずは地域での見守り活動を端緒にして、地域福祉の様々な活動につなげていただければと考えております。

こうした考え方のもとで、具体的には、平成 23 年度から事業展開をしております、災害時要援護者避難支援プランに基づく、高齢者や障がい者の方を対象にした、災害時の支援に関する個別計画の作成推進が、そのきっかけの一つになるものと考えております。

この計画自体は、災害時における支援を目的としたものですが、要援護者に対する見守りについては、平常時から必要になることから、地域での説明会の中で、日頃の備えとして地域での見守りについてご配慮いただくようお願いをさせていただいております。

地域コミュニティの設立準備委員会が設置されていない地区につきましても、既存の住民自治組織の方々に、このような地域での見守り活動を実践していただきたいと考えております。

地域での見守り活動は、地域福祉の中でも中核をなす取り組みであります。説明会の中では、隣近所に誰が住んでいるかわからないといったご意見も伺いますので、地域への災害時要援護者避難支援プランという具体的な投げかけによりまして、地域住民が知りあう機会づくりとなり、地域福祉の輪が広がることにつなげていただければと、このように考えておるところでございます。

以上であります。

大野誠一郎

部長は、地域福祉の範囲は広くて、どこからどこまでやったらいいかわからないなんていうようなことも一番冒頭におっしゃいましたけれども、私が言っているのは、この龍ヶ崎市の地域福祉計画、ここに定められている、つまり4年かけてつくられている、この福祉計画のうちの施策の方向性の中で五つ書かれております。この二つについて、この五つのうちの二つは地域交流の活性化、それから、安全・安心なまちづくりというものがありますので、これについては地域コミュニティが非常にかかわりがあって、地域コミュニティもこういった方向性をやっていく。そういった意味で地域福祉計画の推進母体となってやっていくであろうということが、まだ始まってはいないんですけれども、説明を聞いて何となくわかるような気がします。

しかしながら、あとの三つの地域福祉を担う人づくり、つまり地域福祉意識の向上、あるいは学校・

家庭・地域における福祉教育の推進, それから, 2 番目には地域ネットワークの推進, 見守りのネットワークの推進も一つですけれども, そのほかの地域ネットワークの推進, いわゆるネットワーク体制の確立, 総合相談支援体制の構築, 保健・医療・福祉の連携体制づくり, あともう一つは福祉活動の推進として, 地域福祉を支える人材の育成, 地域の組織, 団体への加入促進, ボランティア活動の参加促進, 福祉サービスの充実と, こういった三つの分野に関しては, 地域コミュニティでも若干かぶる部分もあるかもしれないけれども, この三つのことに関しては, やはり全体の地域福祉計画の中で推進されていかなければならないと, そう思うわけで, そういった推進があまり見受けられないものですので, どういう推進方法の取り組みをしていくんですかと聞いているんです。お願いいたします。

加藤幸生健康福祉部長

まず, 地域福祉計画でございますが, 計画の位置づけといたしまして, 地域社会が抱える福祉課題について市民, 地域福祉推進団体, 行政が協働し, 課題解決のための方法やその仕組みづくりについての施策の方向を示すということで, 施策の方向性を概略示したものでございます。

先ほど申し上げました, 答弁でございますが, そういった中で当面, コミュニティの設立準備会ができておらない5地区については, なかなかどこから手をつけていいかわからないということで, 災害時要援護者避難支援プランというものが具体的に非常にイメージしやすいということで, それを端緒にして活動を広げていっていただきたいと, そういう考え方でございます。

ご指摘のとおり, 地域福祉計画でございますが, 計画のつくりといたしまして, 個人, 地域で実施するもの, いわゆる自助の部分でございます。それと, 協働, 行政と地域が協働する部分ということで共助の部分, それと公助の部分で行政の担当する部分ということで, それぞれの施策の方向性について個人, 地域, あるいは協働, 行政といった三つの主体で, どのような方向性で取り組むかということで記載しております。中にはご指摘のように, まだ進んでいない, 行政としても進んでいない部分もあろうかと思いますが, そういった部分について今後, 鋭意検討, 推進してまいりたいと, このように考えておるところでございます。

大野誠一郎

この地域福祉の策定に当たって, 政府が示している指針としては, 数値目標, 具体的な数値目標も出すべきだというふうに指針がございます。龍ヶ崎の場合では, 数値目標はありません。しかしながら, 先ほどいった施策の方向性としての三つのより具体的なものは, 数値目標こそ掲げてはないものの, この地域福祉計画の中では, より具体的に挙げてあると, こういったものを計画に従ってやるべきでしょう, 推進していくべきでしょうということが私の質問の趣旨でございます。あと数年かたってから間に合わなかったと思わないように, ひとつ今から手のつけてないところはお願いしたいと思います。

また, 地域コミュニティに関しても地域福祉の計画の中にあるものをできるだけ取り入れていただき

たい、そうも願うわけでございます。

さらに、地域コミュニティについてちょっとお尋ねいたします。

地域コミュニティに財政的支援を行いますということが龍ケ崎市の政策情報誌「未来（あす）へ」には書いてあります。何となくわかるような気がしますが、非常にぼかしてあるところもございますので、この財政的支援の具体的な内容についてお尋ねしたいと思います。

羽田利勝市民生活部長

地域コミュニティに交付する補助金の現時点における考え方につきましては、均等割といたしまして、1地区につき100万円、これに戸数割といたしまして1戸につき500円を乗じた金額を加え、交付していきたいというふうに考えております。

地域づくり補助金、コミュニティセンター活動推進協議会補助金、コミュニティセンター講座講師謝礼の現行制度と比較してご説明申し上げますと、平成23年度の地域づくり交付金は、住民自治組織の8割弱の140組織が申請され、約1,105万円が交付されております。この実績ベースにしますと、市内13地区について地域コミュニティが設立されたと仮定した場合において、地域コミュニティへ交付する補助金は全体で約2,770万円となる見込みでございます。約500万円の増額となるものと試算しております。

また、地域づくり補助金の申請実績でなく、すべての住民自治組織への地域づくり交付金を満額で交付したと仮定した場合、地域づくり交付金の交付額は約1,430万円となりまして、こちらと比較しても全体として170万円の増額となるものと試算しております。

以上のとおり、地域コミュニティへの補助金は、現行制度における予算額を上回るものとなり、今後の地域力向上の推進につながるものと考えております。

大野誠一郎

これまでの金額を上回る財政支援をするということでもって期待しておりますが、これまで各自治会に地域づくり補助金というのがございました。この件につきましては、今後削減、あるいは廃止の方向でいっております。この地域づくり補助金については各自治会がいろいろな創意工夫といいましょうか、企画をして、そして戸数に見合う金額、基本額プラス戸数に掛ける300円という形でもってもらっておりますが、私はこの各自治会が自分たちの企画でもって、自分たちの戸数の範囲内でいろいろな地域づくりをしていくということは大変すばらしい補助金の出し方だと思っております。一律にこれだけですよ、使ってくださいというよりは、やはり自分たちのやる気というか、やりたいこと、そういったものに対して財政的支援をすると、そういった形のこの地域づくり補助金の形は、ある程度やはり踏襲すべきかなというふうに考えます。先ほどちょっと聞いたところ、もう100万円プラスアルファだと、戸数ごとだというような話も聞きましたけれども、各地区コミュニティでそれぞれ独自に取り組む企画に、

あるいは企画を出していただきながら、行政と地域コミュニティが協働して物事をやっていくと、そういった展開もよろしいのかと思います。ひとつご検討のほど、お願いしたいと思います。

また、地域づくり補助金が縮小・廃止されるということでございますけれども、これはやはり政策の誘導、つまり地域コミュニティに政策が誘導されるということでもって廃止されるわけなんでしょうが、非常に私は惜しいと思います。各自治会がそれぞれの戸数というか、それぞれの規模で自分たちの企画をつくっていくのは、やはり市民活動日本一を目指す上で非常に活発である、市全体が活発であるという印象を感じさせるのではないかと考えております。この地域づくり補助金について、やはり縮小・廃止ということは、もう決まったものですから致し方ないものかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

羽田利勝市民生活部長

地域コミュニティに対する補助金交付についてでございます。

現在、八つの地区におきまして、地域コミュニティ設立に向けた準備会が設置され、話し合いが進められているところでありますが、地域コミュニティが設立された地区の活動を財政的に支援するため、新たな補助制度を構築していきたいと考えております。この補助金は、現在、単位の住民自治組織へ交付している地域づくり交付金のほか、コミュニティセンター活動推進協議会へ交付している補助金、コミュニティセンターで開催される講座の講師謝礼の三つの予算を再編成いたしまして、中核的なコミュニティ活動への補助金として創設するものでございます。

また、地域コミュニティの創設に至らない地区につきましては、地域づくり補助金を平成 24 年度から 26 年度までは現行の金額による交付といたしまして、平成 27 年度に金額を縮小した後、平成 28 年度をもって地域づくり補助金は廃止していきたいというふうに考えております。コミュニティセンター活動推進協議会への交付している補助金及びコミュニティセンターで開催される講座の講師謝礼につきましては、現行の金額を従来どおり交付してまいります。

なお、単位の住民自治組織に交付しております住民自治組織活動推進奨励金、これは 1 戸当たり 1,000 円でございますけれども、これにつきましては地域コミュニティが設立された場合、あるいは設立されていない場合、いずれにおきましても現行どおりの金額を交付してまいります。

地域コミュニティの設立によりまして地域間での不公平が生じるのではとのご質問であります。縮小・廃止する地域づくり補助金は、住民自治組織からの申請に基づき交付するものであることや、すべての住民自治組織を対象に交付する住民自治組織活動推進奨励金は現行どおりとしていくことから、公平な行政サービスの提供は今後も継続されるものと認識しております。

しかしながら、心配される向きもあらうかと思われますことから、現段階で地域コミュニティの設立準備会の設立に至らない地区につきましては、地域ごとの実情や考え方なども尊重しながら地域コミュニティ設立への理解を得るための話し合いを継続的に進めていきたいと考えております。

大野誠一郎

先ほど申しましたとおり、地域づくり助成金につきまして、今後、廃止・縮小ということでもって、これはもう決められ、そのように市民の皆さん方にも説明されておりますので、これをやめるということは不可能だと思います。ぜひ市長には市民活動日本一を目指すために、この地域コミュニティの活動に期待することはもちろんのこと、何らかの形で市民活動が活発にされていくような方策をひとつ考えていただきたいと思います。

続きまして、ごみ有料化と減量化につきましてお尋ねいたします。

5月28日に廃棄物減量等推進審議会から家庭系ごみ有料化の制度設計についての答申を受けたわけでございます。その後どうなっているのか、中山市長にお尋ねしたいと思います。

中山一生市長

5月28日に廃棄物減量等推進審議会から家庭系ごみ有料化の制度設計について答申を受けたわけでございますが、その答申後の取り組みについてのご質問でございます。

答申をいただきました制度設計の一つ一つの項目を確認するとともに、審議会の中でこの家庭系ごみの有料化とあわせて実施すると、よりごみの減量化に効果的ではないかということで、幾度となく提案され、議論されてきた取り組みなど、様々なご提言もございましたので、検討を行っているところでもございます。

具体的に申し上げますと、やはり今、家庭系ごみの3分の1とも言われております生ごみの減量化についてを検討しているところでもございます。この議会でも、かつて質問があったところでもございますけれども、日立セメント株式会社が事業主体として土浦市に今年の3月に立地をいたしまして、事業が開始されておりますバイオプラントの視察をはじめ、農林水産省、環境省が後援しています生ごみリサイクル交流会に参加をして、全国各地で展開されている官民の生ごみ対策、さらには近隣市で実施している生ごみの分別収集、堆肥化の取り組みなどを調査しながら、費用対効果を踏まえた上での当市で何ができるか事業化の可能性などの検討を行っているところでもございます。

二つ目は、ごみ処理経費の縮減にも資する取り組みとして、事業仕分けでも対象となりました、ごみ収集回数の見直しについて、手法や体制など、その実施に向けた検討も行っているところでございます。

いずれにいたしましても、ごみの減量化、長年の懸案でもありますし、これからも進めていかなければならない問題、大変重要な問題という認識を持って、これを進めていくには家庭系ごみの有料化単独では、この実現がならない。これは廃棄物減量等推進審議会でも様々なお話、ご提案がございました。その中でも、やはり改めて確認を、委員の皆さんのご意見などをもとに確認をさせていただいているところでもございますので、そのごみの有料化だけでなく様々な取り組みを組み合わせるやり方でのごみの減量化をいかに、どのように図っていけるかというのを、これから考えていかなければならないと考えているところでございます。

大野誠一郎

今の市長の答弁では、ごみの有料化プラス様々な取り組みを考えていきたいというようにとられますが、やはりごみの有料化については、この答申、制度設計についての答申の中にも書かれておりますが、ごみ有料化の導入に際しては市民の理解、協力を得ることが最も重要であるとの多くの意見が出されていることから、その必要性など、市民への説明を尽くし、社会経済や市民生活の状況変化などを十分に見きわめた上で導入の時期について慎重に検討されることを要望すると書いて、答申されております。市民への説明を尽くすということで書かれております。やはり時間をかけて、ひとつ導入の時期を見計らってほしいということだろうと思います。そういった意味では、やはりごみの有料化プラス様々な取り組み、その様々な取り組みを今後さらにやっていく必要があるんじゃないかと思います。

昨年は震災がありまして、瓦れきとかいろいろ発生したかと思います。しかしながら、家庭系ごみというか、あるいはその他のごみにつきましては、どのようになったのか、つい最近といいたいでしょうか、平成 23 年度のごみ処理基本計画実績報告というものが議員の皆さんに配付されております。家庭ごみの 1 人 1 日当たりの排出量が若干増えたなと思います。震災の影響もあるでしょうと、ここにも書かれておりますけれども、担当課として、あるいは担当部長として、昨年度のごみ量をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

木村茂都市環境部長

昨年度のごみ量についてでございます。

家庭系のごみについて申し上げますと、市民のごみ減量意識の高まりとご協力によりまして、平成 18 年度以降、4 年連続で減少してまいりましたが、昨年度は 1 万 9,613 トンで、平成 22 年度の 1 万 9,048 トンと比べまして約 3 %増加してしまいました。

これは、東日本大震災に起因するごみに加えまして、福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射性物質の影響を不安視して家庭菜園などの野菜などが廃棄されたことやレトルト食品、インスタント食品など、保存がきいて手軽に調理できる反面、容器・包装類がごみになりやすい食料品の需要が高まったことなどの影響もあったのではないかと、このように考えております。

同様に、1 人 1 日当たりの排出量について申しますと、平成 22 年度が 649 グラム、昨年度は 672 グラムと 23 グラム、約 3.5%の増となっております。

ここで資源物の回収量につきましても申し述べたいと思います。

資源物の回収量は、平成 22 年度の 4,346 トンに対しまして、昨年度は 4,274 トンと約 1.7%減少しています。個別に見ますと、缶が約 3 %、ペットボトルが約 2.3%、瓶が約 1.8%、紙類が 1.8%と、それぞれ前年度と比較いたしまして減少している実情でございます。

この主な要因でございますが、リサイクル意識が浸透している社会環境の中で、資源物回収量が減少

するという状況を考えてみますと、瓶や缶、ペットボトルの容器そのものが軽量化されていること、それに加えて、新聞販売店による回収体制の確立、さらには、持ち込まれた紙類をポイント還元するといったシステムの導入を始めた食料品スーパーなどでの資源物の店頭回収、こういったものの進展による廃棄物の排出機会の拡大、こういったことも要因ではないかと、このように考えております。

大野誠一郎

ふるさと龍ヶ崎戦略プランでは、市民 1 人が 1 日に出すごみの量、家庭系ごみ、これがベース値が 649 で約 100 グラム落として目標値は 550 グラムと。先ほどの説明ですと、震災の影響もあってということで 23 グラム上昇しました。100 グラムを数値目標として減量させることも大変難しいかなというような気持ちがありますが、どうでしょう、これで増えて、27 年度までに 100 グラム減量の達成は非常に危ぶまれたものかどうか、ひとつご見解をお願いしたいと思います。

木村茂都市環境部長

ごみ処理基本計画の目標ですと平成 27 年度までに家庭系ごみの減量目標が 550 グラム、そして、ふるさと戦略プランですと 1 年先に送って平成 28 年度を 550 グラムを目標として、現在ごみの減量化に取り組んでいるところでございますが、今回 4 年続けて減少化をしてきたわけでございますが、23 グラムほど個人 1 人当たりの排出量が増えたということをかんがみますと、非常に厳しい数字だと、このようにとらえております。そういったこともございますが、これまでのように私どもとしましては、ごみ処理基本計画に位置づけられました市民意識の醸成とリサイクルの推進の 2 本の柱を中心とした様々な施策を、今後も引き続き実施してまいりたいと、このように考えております。

大野誠一郎

これは、前回の議会でもお話ししましたが、平成 20 年の 10 月に策定した、ごみ処理基本計画、この中では平成 19 年度実績値が 681 グラム、そして、平成 22 年度には 600 グラムにするという削減目標でございました。おっしゃるとおり、年々総体の家庭系ごみの量は少なくなりましたが、常に数値目標には達していないというのが、これまでの実績でございます。そしてまた、この 22 年度の本来 600 グラムにするべきところが 640 グラムで実績を終わったと、そして、その 640 グラムの実績値に対して、それをベースにして、それをベース値にして 550 グラムにしますということでもって、部長は現状に即して数値目標を出していますということをおっしゃっておりますが、ある意味、数値目標を達すべきところを達成しない。そして、それをベース値にして、また目標値を出すと。必ずしも 100 グラム数値目標を減量して 550 グラムというのは難しくないわけです、ある意味、緩めているわけです。

そんな意味で、ぜひとも目標値を達成したいと思います、今後のごみの減量、どのように図っていくのか、その減量対策についてお伺いしたいと思います。

木村茂都市環境部長

その前に、先ほど私、資源物の回収量の関連で、平成 22 年度と 23 年度の比較を申し上げました。その段階で、紙類が 1.8%の減少ということでお話ししましたが、正しくは 1.6%の減少ですので、ご訂正をお願いいたします。

続きまして、今後のごみ減量施策の具体的なものといったところでございますが、やはり市民の方々に理解していただく。これが、やはり一番の大切なことであろうと思っております。具体的には我々からの啓発、情報の発信でございます。広報紙やホームページによる情報提供をはじめまして、環境フェアやリサイクル施設見学のイベント、そして、ごみダイエットキャラバンの実施、ごみ減らし隊制度による地域に根差した、ごみ減量活動など、市民のごみ問題への関心を高めてまいりまして、ごみ減量に対する意識の醸成を図るための事業、さらには集団回収や地区リサイクル事業への助成金の交付、今月の 15 日に、ごみ減らし隊の皆さんを対象として研修会を予定しております段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化をはじめとする生ごみ減量への取り組み、剪定枝や廃食用油の資源化など、リサイクルを推進するための事業を今後とも積極的に展開してまいりたいと、このように考えております。

【注意事項】

ここに記載した龍ヶ崎市議会定例会における答弁内容は、龍ヶ崎市議会ホームページに掲載された正式な議事録から引用されたものであり、体裁については調整をしてありますが、質問答弁の内容には手を加えておりません。